

## 会社更生手続における労働協約

Andrew B. Dawson, *Collective Bargaining Agreements in Corporate Reorganizations*, 84 AM. BANKER, L.J. 103 (2010)

北海道大学准教授 池田 悠

倒産した企業における労働者の取扱いは、倒産手続の重要な一局面を構成する。特に、事業活動を継続しながら再建を図る再建型倒産手続においては、労働者が再建に当たって不可欠であるにも拘らず、再建に向けて労務コストを調整する必要に迫られる可能性も高い。そして、事業活動には多かれ少なかれ労働力が不可欠な以上、人員削減による労務コストの調整には自ずから限界がある。これは、わが国のように整理解雇に厳格な法規制が課されている場合はもちろん、解雇自由原則を採るアメリカにおいても同様である。そこで、再建型倒産手続における労務コストの調整に当たっては、労働条件の切り下げが重要な手段としてクローズアップされる。

この点、アメリカでは、再建型倒産手続において、債務者に未履行契約の履行拒絶許可申立権が付与されている（連邦倒産法 365 条）。そして、連邦最高裁<sup>1)</sup>が、再建型倒産手続における労働協約の取扱いについて、連邦倒産法上の規律の適用を優先させて労働法上の協約改定手続（NLRA8 条（d））を不要と判断したのに対し、労働側の働きかけを受けて制定された条文が、現在の連邦倒産法 1113 条である。

連邦倒産法 1113 条は、再建型倒産手続である第 11 章倒産手続においてのみ適用され、連邦最高裁が認めた労働協約の一方的な変更を否定して事前の裁判所の許可を要求しつつ、労働協約の履行拒絶許可申立てに当たって、3つの許可要件を課している。すなわち、①労働協約の改定提案に関して、1113 条が定める実体的・手続的要件を満たしたこと、②労働組合が正当な理由なく改訂提案の受け入れを拒否したこと、③エクイティのバランスが履行拒絶を支持することである（1113 条（c））。

本論文は、このような連邦倒産法 1113 条の制定に至る経緯を確認した上で、1113 条の要件のうち、手続的要件は比較的明らかであるとしながら、曖昧な実体的要件の解釈に対立が生じていると指摘する。なかでも、労働協約の改定提案において再建のための必要

性が要求されているところ、その定義の曖昧さゆえに下級審裁判例の解釈が対立している点に着目し、それが実務に及ぼしている影響を、独自の統計分析を用いながら明らかにするよう試みることを本論文の目的として設定する。

次に、本論文は、連邦倒産法 1113 条で要求されている改定提案の必要性要件について、アメリカで最も有力な 2つの控訴裁判所である第 2 巡回区控訴裁判所と第 3 巡回区控訴裁判所の解釈が対立していることを指摘する。すなわち、1113 条の必要性要件について、控訴裁判所として最初に判断を示した第 3 巡回区控訴裁判所<sup>2)</sup>は、1113 条で要求される改定提案の必要性とは清算回避のための不可欠性を意味するものと解している。これに対し、第 3 巡回区控訴裁判所の後に判断を示した第 2 巡回区控訴裁判所<sup>3)</sup>は、1113 条で要求される改定提案の必要性とは成功裏の再建を可能とするための必要性であって、不可欠であることまでは意味しないと解している。そして、現在では、より緩やかな第 2 巡回区控訴裁判所の解釈がより多くの巡回区において支持されているものの、未だに議論は収束していないものとされている。

本論文は、以上の状況を前提にすると、①第 2 巡回区の方が、第 3 巡回区よりも多くの労働協約について履行拒絶が許可され、②司法審査の基準の厳格さが異なることで、複数の州において裁判管轄権を有する大企業において倒産手続が申し立てられる場合、より緩やかな基準を設定している第 2 巡回区へのフォーラム・ショッピングがなされるものと推論されるという仮説を立てる。その上で、本論文は、著者が入手した 2001 年から 2007 年にかけての大規模な第 11 章倒産手続事件を分析した結果として、以下のとおり、①および②の推論がいずれも誤っていることを指摘する。

まず、前提として、労働組合によって組織化された労働者を雇用する企業 136 社のうち、実際に 1113 条に基づく労働協約の履行拒絶許可を申し立てているのは 30 社で、わずか 22%に過ぎないと分析されてい

る。そして、実際に1113条に基づく申立てがなされた場合にも、多くの場合は和解によって決着しているため、裁判所の判断は示されていないことが指摘されている。すなわち、30社の合計で103の労働協約について履行拒絶許可が申し立てられているものの、うち62件が和解、うち9件が1113条の適用がない牽連破産手続への移行で終結し、最終的な裁判所の判断が示されたのは残り32件の労働協約であるという。

そして、①裁判所の判断を受けるに至った32件の労働協約は、1回目の申立てで許可されず、2回目の申立てで初めて許可されたという1件を除き、全件において履行拒絶が許可されている。つまり、改定提案の必要性要件において、より厳格な基準を採用する第3巡回区管内であろうと、より緩やかな基準を採用する第2巡回区管内であろうと、労働協約の履行拒絶許可割合に有意な差異は認められないのである。その上、1回目の申立てで許可されなかった唯一の否定例も、第3巡回区管内ではなく、第2巡回区管内でなされた判断であることから、なおさら最終的な履行拒絶許可の判断に当たって、必要性要件の基準の相違は有意な差異を生じさせないものと結論づけている。また、②第2巡回区と第3巡回区のいずれに対しても倒産手続の申立てが可能な62社のうち、35社が第2巡回区を、37社が第3巡回区をそれぞれ選択していることから、少なくとも労働協約の履行拒絶許可基準の相違によってフォーラム・ショッピングが行われているという事実もないと判断している。

ただし、第2巡回区管内では、1113条に基づく申立てが裁判所の判断に至らず和解によって解決する割合が85%に上っており、第3巡回区管内における15%と比べて、顕著に高い点が唯一の有意な相違となっていると分析されている。この点、本論文では、第2巡回区管内における和解率の高さは、履行拒絶許可基準の相違によって、団体交渉における労働組合の行動に、履行拒絶許可基準の相違が影響を及ぼした結果として推察されている。しかし、結果として和解が成立せず、裁判所の判断に至った場合には、いずれにせよ履行拒絶許可基準の相違に関係なく労働協約の履行拒絶が許可されていることから、1113条の適用は、労働協約に対する特別の保護という立法目的には必ず

しも寄与せず、結果として使用者に有利な帰結しかもたらしていないとする。

そして、1113条の制定当初になされた実証研究において、履行拒絶が許可されない事例が散見された状況と比べる場合、表面的な基準こそ変わっていないものの、裁判所の実質的な適用基準が緩められている可能性も示唆されている。この点、本論文では、改定提案の必要性に関する解釈指針が存在しない現状では、労働協約の履行拒絶を許可することで、再建を図る第11章倒産手続の目的が促進されると同時に、すべての雇用が失われる清算に至るというリスクを裁判所が負う可能性も低下する以上、1113条を実際に適用する裁判所にとって、労働協約の履行拒絶を許可しない理由がないためと考察されている。

以上の考察を経て、本論文は、労働協約に関して労使間での任意の解決を尊重する観点からも、改定提案における必要性要件を明確化する重要性を説きつつ、1113条が履行拒絶の効果を全く規定していないために、損害賠償請求によって労働者の被る不利益を調整するなどの中間的な解決の許容性が不明確である点も併せて問題視している。本論文は、分析対象となるデータや分析軸の設定において一面的に過ぎるという印象も否定しがたいものの、これまででない1113条の実証研究を通じ、再建型倒産手続において裁判所に課せられた役割に照らすと、不明確な規範では労働者保護の目的を果たすことができないという鋭い考察結果を提供しており、再建型倒産手続における労働者の取扱いを考えるに当たって、一読の価値を有しているものと思われる。

- 1) NLRB v. Bildisco & Bildisco, 465 U.S. 513, 104 S. Ct. 1188, 79 L. Ed. 2d 482 (1984).
- 2) Wheeling-Pittsburgh Steel Corp. v. United Steelworkers of America, 791 F.2d 1074 (3d Cir. 1986).
- 3) Truck Drivers Local 807, etc. v. Carey Transp., Inc., 816 F.2d 82 (2d Cir. 1987).

いけだ・ひさし 北海道大学大学院法学研究科准教授。最近の主な著作に、「再建型倒産手続における労働法規範の適用——再建と労働者保護の緊張関係をめぐる日米比較を通じて(1)～(5・完)」法学協会雑誌128巻3号559頁、同巻8号2035頁、同巻9号2232頁、同巻10号2550頁、同巻11号2837頁(2011年)。労働法専攻。